



# 公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

村上 陽祐

送達する書類

督促状 1通

令和8年度国民健康保険税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

SOUL VANNETH

送達する書類

督促状 1通

令和8年度国民健康保険税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



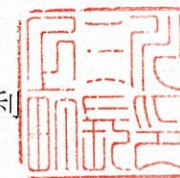


# 公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

ANGGA PRASETIA

送達する書類

督促状 1通

令和8年度国民健康保険税第1期

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



# 公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | 伊良波 良太          |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1 通         |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第1期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |



# 公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | 鄭 可愛            |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1 通         |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第1期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |





公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|                                                                      |                 |
|----------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 送達を受けるべき者                                                            | 小川 利行           |
| 送達する書類                                                               | 督促状 1通          |
|                                                                      | 令和8年度国民健康保険税第1期 |
|                                                                      |                 |
|                                                                      |                 |
| (注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。 |                 |



# 公 示 送 達 書

上税第180号  
令和8年8月20日

下記の書類は当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを地方税法第20条の2の規定により公示します。

上三川町長 星野 光利



|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 送達を受けるべき者 | 寺島 貴宏           |
| 送達する書類    | 督促状 1通          |
|           | 令和8年度国民健康保険税第1期 |
|           |                 |
|           |                 |

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。